

秦野市生産緑地地区の区域の規模に関する条例を制定することについて

秦野市生産緑地地区の区域の規模に関する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和元年 12 月 4 日提出

秦野市長 高橋 昌和

提案理由

生産緑地法第 3 条第 2 項の規定により、本市における生産緑地地区の区域の規模に関する条件を定めるため、制定するものであります。

秦野市生産緑地地区の区域の規模に関する条例

生産緑地法（昭和49年法律第68号）第3条第2項の規定により条例で定める区域の規模に関する条件は、300平方メートル以上であることとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

秦野市生産緑地地区の区域の規模に関する条例を制定することについて

1 条例制定の背景

これまで、生産緑地地区を定めることができる区域の規模は、生産緑地法により 500 平方メートル以上とされてきましたが、平成 29 年の同法の一部改正により、市町村が地域の実情に応じて 300 平方メートルを下回らない範囲で、条例で定めることができることとされました。

2 本市の生産緑地地区の現状

平成 4 年に現行の生産緑地制度が導入されて以降、宅地化農地が減少していることと比較して、生産緑地地区は 100 ヘクタール前後の面積で推移しており、都市農地の保全に一定の効果を現してきました。しかし、今後、当初指定から 30 年を迎えることや相続等が発生することにより買取りが可能となり、生産緑地の減少が顕著となることが見込まれます。

3 条例の内容

生産緑地法第 3 条第 2 項の規定により、本市における生産緑地地区の区域の規模に関する条件を 300 平方メートル以上とします。

4 条例制定の効果

- (1) 生産緑地地区の下限面積を引き下げることで、農地保全効果の高い生産緑地制度の充実につながり、営農者に対して都市農業の選択を広げるとともに、良好な都市環境の形成が期待できます。
- (2) 複数の者で所有している農地が生産緑地地区として指定されている場合は、そのうち一人の所有者の相続等に伴い指定の一部が解除されたことにより、残された面積が指定の規模要件を下回ると、その生産緑地地区全体の指定が解除されてしまいますが、条例制定により、このような「道連れ解除」を抑制することができます。